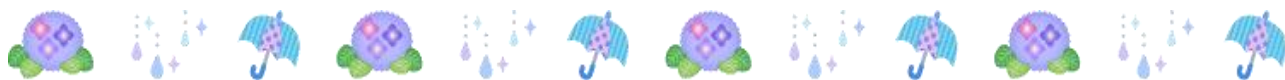


共同学校事務室だより



No.3



共同学校事務室チーム紹介 Vol.2 就学支援

子どもの貧困が取りざたされる中、共同学校事務室や各校の事務室が子育てに関する支援制度についての情報窓口となるべく活動をしています。

学校が窓口となっているのは就学援助制度のみですが、それ以外にも様々な制度があることがわかりました。妊娠から出産後の子育てまで、家庭がちょっと困ったときに手を差し伸べる制度の一部を紹介します。

母子家庭等日常生活支援(申込制)

※ヘルパーの派遣：有料

生活支援

病気やけがで家事ができない時に、身の回りの世話や食事の支度をしてほしいとき。

子育て支援

就職に必要な資格取得や就職活動のため、子供の世話ができない時、ひとり親になったばかりで、生活環境が激変した時など。



ひとり親家庭生活支援(申込制)

※児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣：無料

子どもの話し相手、相談相手、遊び相手となる援助員(ホームフレンド)を派遣し、子どもの心の支えになると共に、生活面の指導を行う。

☆ この他にも多くの制度があります ☆
その他の情報は、静岡市が官民共同で運営する子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」をご覧ください。
事務室にも案内の広報紙を置いています。
事務室にお気軽にお声がけください。

お知らせ

① 両立支援・看護休暇等が改正されました

令和4年4月1日より妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休暇等が一部改正されました。

★両立支援休暇 取得日数「2日」から「3日」に

子の学校行事、永年勤続(再任用職員、会計年度任用職員は除く)、知識・教養活動、市民活動に参加する場合

★看護休暇 小学生以下の子(配偶者の子を含む)に加え、「父母及び配偶者の父母」が対象に

治療、看病、通院及び予防接種、健康診断など疾病予防のために必要な場合(負傷、疾病が治った後のリハビリ等を除く)に5日取得可能(小学生以下の子が2人以上の場合は上限10日)

例)小学生以下の子1人・父 → 5日

小学生以下の子2人・父・母 → 10日 ※上限10日であっても父母の看護は5日が限度

② 宿泊訓練等での車の使用について

宿泊訓練等の下見、緊急車両として自家用車で静岡市区域外に出張し、1日の運転時間が4時間を超える場合は、旅行日10日前までに教職員課人事第1係へ「運行計画書」の提出が必要です。

長距離・長時間の運転を避けるため公共交通機関の利用が原則です。

各所属で公共交通機関の利用、下見・休憩時間等計画内容を十分に検討の上、計画書の作成をお願いします。



運行計画書	
運行日	
目的地	
出発時刻	
帰着時刻	
運行理由	出張等のため(出張費が認められること)を記載し、捺印する。
4時間を超えて公共交通機関を利用する理由	
運行経路	〇〇駅 →
乗車回数	回数
運行費	費用
運行時間	
運行距離	
運行中(1)日中運転(2)夜間運転 () 帰路 () 中	
運行回数	出張回数(出張費も十分に確保する旨を記載)を記入する。
所属	所属(出張先)を記載し、署名捺印を行うことを確認する。
申請者	姓、名、印
承認者	学校長